



熊本県人権啓発  
キャラクター  
「ココロ」

も  
く  
じ

- 1・2P **コラム** 新型コロナウイルス感染症と人権  
／「感染症対策をマンガの力で！」
- 3P ハラスメントのない安心・安全な職場に ～パワハラを起こさない環境づくりを～  
／**コラム** パワハラにならない指導のポイントとは？
- 4P 相談窓口のご案内・お知らせ



## コラム 新型コロナウイルス感染症と人権

～偏見と差別について考えるチャンスにしよう～



### 新型コロナウイルスにより起こった人権侵害

新型コロナウイルス感染症をめぐる、偏見・差別が発生しています。県内のある医療機関では、医療従事者の家族の出勤停止や子どもの登園自粛要請など、何らかの風評被害を受けた職員が4人に1人に上ったそうです。熊本県では過去に、偏見・差別に基づく人権侵害につながったハンセン病、水俣病の悲しい歴史があります。私たちはこの2つの歴史から大いに学んできたはずですが、今回もやはり偏見・差別が起こっています。



熊本県人権関係登録講師、  
熊本大学顧問・名誉教授、  
熊本保健科学大学名誉教授、  
熊本県ハンセン病問題啓発  
推進委員会委員  
おのともみち  
**小野 友道さん**

### 感染症をめぐる偏見・差別 ～要因や背景～

過去の歴史を振り返ってみると、感染症をめぐる偏見・差別が広がる要因として、感染症に対する誤解や自分の周りで感染症が発生することに対する恐れ、そして同調圧力が挙げられるでしょう。かつて感染症の一つであるハンセン病は、様々な誤解により偏見・差別を引き起こしました。特に日本人は同調圧力、みんな一緒だと安心し、変わったものを排除する傾向が強いと言われています。さて、今、このコロナで同じようなことが起こっていないでしょうか。私と同じ皮膚科医で俳句、川柳が得意な友田哲郎さんが詠んだ一句を紹介します。

群れたがる <sup>さが</sup>性をコロナに 教えられ

私はこの句を、同調に走りやすい日本人の性格を見事に詠んだものと理解しています。また、傍観者の存在も、人権侵害に関わって実は大きな問題だと思っています。私は差別の構造を海の波に例えます。波のない海底は無関心な人たちです。この人たちは傍観者とも言えません。何も見ていないからです。傍観者の多くは、偏見・差別について見聞きし多少同情もしている人たちです。普段は何も動きませんが、自分の周りで関連が起こった途端に差別行動に走ります。傍観者がこの差別の波になることも少なくありません。眠っていた差別意識の波がうねるのです。この傍観者こそ、実は加害者に近い存在なのかも知れません。



【差別の構造】

(次頁に続く)

## 今こそ身につけたい「教養」

偏見や差別をなくしていくには、私たち市民が「教養」を身につけることです。阿部謹也先生※1は、「教養」が身についたというのを、「他人の生き方を認めること、他人に優しくできること」だとおっしゃっています。この「教養」が身についたとき、偏見や差別はしなくなるはずだと私は思います。

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会委員長の内田先生※2も、「学ぶことによって差別者からの脱皮を図ることができる。」と述べておられます。「足を踏まれた人は痛みを肌で感じるのに対し、他人の足を踏んだ人は痛みを感じない。そのために、他人の足を踏んだことに気づかない場合が少なくありません。被差別の場合もこれに似ています。差別者は認識していない場合が少なくありません。学ぶことによって初めて自らが差別者であることに気づきます。」とおっしゃっています。

ぜひ今こそ、私たちは学び、「教養」を身につけたいものです。ハンセン病など多くを経験した熊本は、今度はコロナで、偏見、差別のないモデル県になってほしいと願っています。

※1 一橋大学元学長 ※2 九州大学名誉教授内田博文氏

一般社団法人SDGs×マンガのチカラ (<https://sdgs-manga.com/?p=3565>)

## 感染症対策をマンガのチカラで！

8名の有名漫画家が、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を呼び掛けた、描き下ろし直筆色紙をオンライン上で無料公開しています。ウェブサイトに掲載されている作品は、SNSへの投稿や印刷など自由に使用できます。2作品を紹介します。



### 「エールを送ろう」

作 画：あおき てつお  
代表作：緋が走るシリーズ 他  
参加に際して：

「人と人との繋がりを分断させようとする新型コロナ。ならばここは覚悟を決めて、繋がりは通信に任せ、よく寝てよく食べ楽しいことを考えて、免疫を高めておこう。日々忙しくてできなかったことを自宅でやってみよう。そしてもし感染したらどうするか、家族と話し合っておこう。今はまだ防戦一方だけど、いずれ私たち人類は攻勢に出る。がんばろう！」



### 「手あらいうがいをしよう」

作 画：土居 孝幸  
代表作：桃太郎電鉄シリーズ 他  
参加に際して：

感染を防ぐために、手洗い、うがい、マスクなど自分にできることをきちんとやりましょう！

ステイホームはつらいけど、前向きに小さな目標（マンガを読む、映画を見る、腹筋しようなどなど）を作って少しでも楽しく過ごしたいものです。

# ハラスメントのない安心・安全な職場に ～パワハラを起こさない環境づくりを～



ハラスメントは、どこでも、誰にでも、起こりうる問題です。

今年6月には、パワーハラスメント（パワハラ）防止対策として改正「労働施策総合推進法」が施行され、パワハラ防止が事業主の義務となりました。これにより、大企業も中小企業も関係なく、ハラスメントが起きないように対策を立てて実行しなくてはならなくなりました。

職場におけるパワハラとは次の3つの要素を満たすものです。

## ①優越的な関係を背景とした言動

職務上の地位が上位の者による言動 など

## ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの

業務の目的を大きく逸脱した言動 など

## ③労働者の就業環境が害されるもの

身体的・精神的な苦痛が与えられ、就業環境が不快なものとなったために能力の発揮に重大な悪影響が生じる など



※厚生労働省「2020年（令和2年）6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます！」より

## パワハラの種類について

大きく分けて6類型に分類されます。これらは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為です。

### 精神的な攻撃

脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言



### 身体的な攻撃

暴行・傷害



### 人間関係からの切り離し

隔離・仲間外し・無視



### 個の侵害

私的なことに過度に立ち入ること



### 過大な要求

業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害



### 過小な要求

業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと



厚生労働省「あかるい職場応援団」より

## コラム パワハラにならない指導のポイントとは？

- ①問題となる具体的な行動や内容に焦点を絞る  
指導の対象とするのは、その人が発した言葉や行動に限ります。
- ②どのように改善すべきか伝える  
具体的に、しかも一貫性を持って伝えてください。
- ③人格や性格、キャリアを否定しない  
人格や性格は批判、否定されない領域です。
- ④感情的にならない  
怒鳴ったりせず、冷静に対応するようにしてください。



熊本県人権関係登録講師、  
くまもと被害者支援センター 相談員  
なみぐち えみこ  
波口 恵美子さん

## ハラスメントのための相談窓口

### ●ハラスメント悩み相談室（厚生労働省委託）

TEL 0120-714-864（ナイヨ・ハラス）

受付時間 平日 12:00～21:00／土日 10:00～17:00【祝日・年末年始を除く】

メール mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp

### ●熊本県労働局 雇用環境・均等室

TEL 096-352-3865

受付時間 8:30～17:15【土・日・祝日・年末年始を除く】

### ●法テラス熊本事務所（法律相談）

TEL 050-3383-5522

受付時間 平日 9:00～17:00【土・日・祝日・年末年始を除く】



## 「熊本県人権啓発Web講座」の紹介

人権関係登録講師による講話をもとにした動画をWeb上（YouTube）で視聴することができます。人権課題についての理解にご利用ください。

【視聴可能期間】 令和2年（2020年）10月1日（木）～12月25日（金）

【内 容】 子どもの人権、障がい者の人権、同和問題（部落差別）、外国人の人権、水俣病をめぐる人権、ハンセン病回復者等の人権、感染症をめぐる人権、インターネットによる人権侵害、性同一性障がい・性的指向をめぐる人権、ハラスメントの全10本（各30分）

【申 込】 電子申請システム「よろず申請」で申し込み、利用規約に同意した方に動画URLを送付します。



申込みフォームURL：[https://s-kantan.jp/pref-kumamoto-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=3938](https://s-kantan.jp/pref-kumamoto-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3938)

※右のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

◎1・2頁の小野さん、3頁の波口さんのお話の内容は「熊本県人権啓発Web講座」で詳しく学ぶことができます。Web講座の詳細については、人権センターホームページをご覧ください。

## 人権に関する相談窓口

専門の相談員が、面接や電話で人権に関する相談をお受けします。

相談専用TEL **096-384-5822**

受付時間 月～金【祝、年末年始（12/29～1/3）を除く】  
9:00～12:00  
13:00～16:00

熊本県人権センター（熊本県人権同和政策課内）

## 情報誌へのご意見、ご感想をお寄せください

送付先

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県庁 新館2階

**熊本県人権センター**

（熊本県人権同和政策課内）

開館時間

8:30～17:15

休館日

土・日・祝・年末年始（12/29～1/3）

TEL

096-333-2299

FAX

096-383-1206

メール

jinken@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページへのアクセスは  で

※右のQRコードを読み取ってもアクセスできます。



発行者：熊本県  
所属：人権同和政策課  
発行年度：令和2年度（2020年）

再生紙を使用しています